

実施します！

集合狂犬病予防注射

◆狂犬病予防注射は毎年 ◆犬の登録は生涯に一度

生後3カ月以上の犬の飼い主には、登録と狂犬病予防注射が義務付けられています。

登録は一度行えば生涯にわたり有効ですが、狂犬病予防注射は毎年1回受けなければなりません。

町と獣医師会では、犬の登録と狂犬病予防注射を一緒に済ませることのできる「集合狂犬病予防注射」を次の日程で行います。どの会場でも受け付けますが、できるだけ自宅から最寄りの会場へお越しください。

なお、当日は多くの犬が集まりますので、かみつき事故防止のためにも、犬を押さえられる方が連れて来るようお願いいたします。

登録済みの犬

4月上旬にはがき（通知）を送付します。問診票へ記入のうえ、持参してください。

新規登録の犬

生活環境課に備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ、会場へ持参してください。予防注射当日、会場でも申請書の配布を行います。なお、町公式ホームページからもダウンロードすることができます。

「犬の登録事項変更届」

次のようなときには「犬の登録事項変更届」が必要になります。

- ①犬の所有者が変わったとき
 - ②犬の所在地が変わったとき
 - ③飼い主の住所が変わったとき
- ※他の市町村から犬を転入させた方は、集合注射の前に「犬の登録事項変更届」「鑑札の再交付申請」等の手続きを済ませてください。

「犬の死亡届」

犬が死亡したときには「犬の死亡届」の提出をお願いします。

犬を飼うためのルール

- ・鑑札と注射済票は、必ず犬の首輪などに装着する
- ・鑑札と注射済票を紛失したら再交付を受ける（鑑札1,600円・注射済票340円）
- ・犬の標識（シール）を門柱など目につくところに貼る
- ・放し飼いはしない
- ・近所の方や犬嫌いの方には迷惑であり恐怖です。野犬と間違われる可能性もあります。散歩のときも必ずつないでください。
- ・しつけをしつかりする
- ・※主人に服従するようにしつけ、他人に迷惑（鳴き声・かみつき・悪臭をかける）ないように責任を持ちましょう。

国民健康保険税の課税に関する事務が 保険年金課から税務課へ変わります

次の業務の担当課が変更になります。なお、国民健康保険への加入・脱退、保険給付などの事務はこれまでどおり保険年金課で行います。

業 務	国民健康保険税の課税に関する事務	
時 期	3月31日まで	4月1日から
担 当 課	保険年金課保険年金班	税務課住民税班
問 い 合 せ	(☎581・2121内線113)へ。	(☎581・2121内線154～156)へ。

寄居町国民健康保険に加入する 70歳から74歳までの 自己負担割合について

70歳から74歳までの方が医療機関等の窓口で負担する割合は、原則「2割」ですが、これまで凍結措置により「1割」に据え置かれてきました（現役並み所得者で「3割」の方を除きます）。

しかし、この措置が終了し、本年4月以降に新たに70歳を迎える方から順次「2割」となります。これにより、次のとおりの取扱いとなります。

- ①昭和19年4月1日生まれ以前の方／「1割（75歳到達まで特例措置により）」※1
- ②昭和19年4月2日生まれ以降の方／「2割」※1・2

※1 ①、②のいずれの場合も、毎年高齢受給者証の更新時に所得判定を行うため、窓口負担割合が変わる場合があります。

※2 誕生月の翌月（誕生日が1日の場合は当月）から対象となります。現在、高齢受給者証の自己負担割合が「2割（平成26年3月31日まで1割）」となっている方には、3月中に新しい高齢受給者証を発送する予定です。記載内容をご確認のうえ、医療機関等で受診の際は、被保険者証と一緒に窓口へ提示してください。

問い合わせ／保険年金課（☎581・2121内線113）へ。

ホンダ車購入促進補助金の申請受付延長について

町では、本田技研工業株式会社埼玉製作所寄居工場で生産された自動車の新車（ホンダ車）を購入した町民の方を対象とする補助金の交付申請書受付期間を3月31日まで延長します。なお、申請受付期間中であっても、予算額に達した時点で受付を終了します。

問い合わせ／企業誘致エコタウン課（☎581・2121内線201、210）へ。

・フンの片付けは飼い主の責任
※注射会場でも飼い主が片付けてください。フンをしたら散歩に連れ出すなど、飼い方に新しいルールを作りましょう。フンは必ず持ち帰り、他人の土地・畑等にさせたり、埋めないでください。迷惑している人が大勢います。

不幸な犬を増やさないために

・適正に繁殖制限しましょう。繁殖を希望しない場合は、獣医師に相談し去勢や不妊手術などを行ってください。



狂犬病予防関係手数料

内 容	登録済の犬	新規登録の犬
登録手数料	—	3,000円
注射済票交付手数料	550円	550円
集合狂犬病予防注射料	2,750円	2,750円
合 計	3,300円	6,300円

集合狂犬病予防注射日程

月日（曜日）	時 間	場 所
4月14日（月）	9:30～10:45	桜沢コミュニティセンター
	12:30～14:45	JAふかや用土支店
4月15日（火）	9:30～10:30	寄居運動公園駐車場
	11:00～11:30	折原いこい館
	13:20～14:30	伊勢原公会堂前公園
4月16日（水）	9:30～11:30	JAふかや男衾支店
	13:20～14:00	末野神社
	14:20～14:40	金尾公会堂
	15:00～15:15	生涯学舎「やまとびあ風布」前
4月17日（木）	9:30～10:20	今市地蔵堂
	11:00～11:45	かわせみ荘隣保館前
4月18日（金）	13:20～14:30	総合体育館・アタゴ記念館前
	9:30～10:10	岩崎公園
	10:35～11:15	寄居町教育委員会跡地（旧保健所西側）
	13:00～14:30	鉢形財産区会館

※上記の日程で登録・注射ができない場合は、動物病院で注射し、証明書を生活環境課へ持参し、注射済票の交付を受けてください。



・犬に限らず動物を捨てることや虐待することは禁止されています。
問い合わせ／生活環境課（☎581・2121内線222）へ。

年金あれこれ

あなたの疑問に お答えします！

質問1. 国民年金のメリットは何ですか？

・老後をずっと支える終身保障
老齢基礎年金は、生きている限り年金が受け取れる一生の保障であり、老後の生活をサポートします。

・不測の事態に備える保険としての年金
国民年金は老後だけでなく、加入者が事故や病気で障害が残った場合は障害基礎年金が支給され、死亡した場合はその遺族に遺族基礎年金が支給されます。

・納めた保険料は社会保険料控除の対象
納めた保険料は、確定申告の際に金額が「社会保険料控除」として認められています。

質問2. 国民年金の「付加保険料」とはどのようなものですか？

月々の定額保険料に加えて月額400円を納付すると、将来の老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。この月額400円の保険料を付加保険料と言います。付加年金は200円×納付月数で計算され、2年以上受給すると支払った付加保険料以上の付加年金を受け取れます。

なお、国民年金の定額保険料を納付していただくことが条件となります（国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納付していただくことはできません）。

質問3. 将来、公的年金制度は破綻してしまわないかと心配ですが、大丈夫でしょうか？

我が国の公的年金制度は、払っていただいた保険料を積み立てておき、老後にそれを年金として支払うものではないとされています。その時々々の現役世代の方が納めた保険料を、その時々々の年金受給者の方に年金として支払っているのです。

つまり、公的年金制度は、親の世代の年金を支える保険料を納付する義務を果たし、子どもの世代に支えてもらうという世代間扶養の仕組みです。公的年金制度は、国が法律に基づき管理運営しているため、国が存続する限り破綻することはありません。

質問4. 年金手帳をなくしてしまつたときはどうしたらよいですか？

年金手帳をなくしてしまつたときは再交付できます。国民年金加入の方は、町の保険年金課に備え付けの年金手帳再交付申請書に記入していただく、年金手帳が申請者の自宅に郵送されます。

問い合わせ／熊谷年金事務所（☎522・5012）、または保険年金課（☎581・2121内線112）へ。